

日本美容医療リスクマネジメント協会会員の皆様へ

日本美容医療 リスクマネジメント協会 総合補償制度のご案内

保険
期間

2019年12月1日午後4時～
2020年12月1日午後4時(1年間)

申込
締切日

2019年11月20日

中途
加入

保険期間中の中途加入も毎月受付します。
毎月20日までに申し込まれた場合、補償期間は
お申込の翌月1日午前0時から2020年12月1日午後
4時までとなります。



美容医療に携わる病院・クリニックやお医者様のための補償制度

一般社団法人日本美容医療リスクマネジメント協会

東京海上日動火災保険株式会社

美容医療の多様化に伴い発生する、新たなリスクへの備えは万全ですか？

最近急増する美容医療や美容整形の事故。原因の多くは「施術前の説明不足」といわれますが、入念に説明をしても誤解や事故が発生するケースも多くあります。

刻々と進化する美容医療業界では、起こる事故も多様化していますが、国内の「医師賠償責任保険」では、補償されないケースがほとんどです。しかしながら、美容医療施術における損害賠償や示談金は、決して少額ではありません。

もし事故やトラブルが起こったら…

日本美容医療リスクマネジメント協会では、患者様と会員のお医者様の間に立ち、

補償や交渉・クレームに対処するためのサービスをご用意しております。

日本美容医療リスクマネジメント協会総合補償制度

事故・苦情相談サービス

医療行為に伴う身体的障害が発生していない場合でも生じた、クレーム処理に対応いたします。

苦情クレーム相談サービス

- 説明不足による苦情
- 仕上り不良による苦情
- 患者対応による苦情

事故クレーム相談サービス

- 施術時事故によるクレーム
- 後遺症によるクレーム

美容医療に関する医師賠償責任保険

美容を唯一の目的とする医療行為によって患者の身体の障害が発生したことによって生じる法律上の賠償責任を負担したことによる損害に対して保険金をお支払いいたします。

美容医療上の事故・損害賠償対応

- レーザー脱毛による患者の身体の障害
- ヒアルロン酸注入による患者の身体の障害

被害者への損害賠償金
+
費用保険金(弁護士費用など)

制度加入に必要な掛金は、**出資金** + **年会費** + **保険料** です。

- 「出資金」は新規入会時のみ必要です。退会時に返戻します。
- 「年会費」は「事故・苦情相談サービス」など会員独自のサービス提供のために拠出していただく費用です。

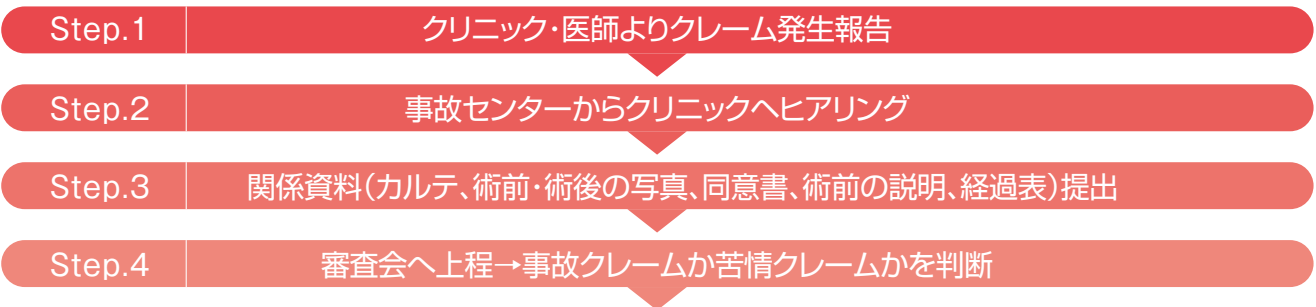
日本美容医療リスクマネジメント協会ならではの「事故・苦情相談サービス」

会員の方は無料でご利用いただけます

このサービスは、日本美容医療リスクマネジメント協会に加入されている病院や医師の皆様方が、施術を受けた患者様から、「施術の経過や結果などについてクレーム」を受けた場合に、日本美容医療リスクマネジメント協会の事故センターが**迅速な事故処理をサポートし、円満な解決**を図るためのものです。

クレーム発生時の事故・苦情相談サービスの流れ

■ 例えばこんな時…



苦情クレームの場合	無責 患者 VS クリニック ▶ 事故センターと選任弁護士とで和解あるいは拒絶
事故クレームの場合	有責 賠償金額の査定 ▶ 協会の顧問弁護士と相談 ▶ 保険金のお支払い
	示談 患者様(もしくは弁護士) VS クリニック(もしくは弁護士) ▶ 示談
	訴訟 患者側の弁護士 VS クリニック側弁護士 ▶ 裁判

苦情クレームと事故クレームの違いとは?

<p>苦情クレーム=法律上の賠償責任無し</p> <ol style="list-style-type: none"> 不出来-医師と患者の主観的相違 責任は無いが何らかの和解は必要 根拠のない言いがかり、難癖、患者側に意図・悪意・常習犯 (いわゆるクレマー) <p>説明不足による苦情</p> <p>仕上り不良による苦情</p> <p>患者対応による苦情</p>	<p>事故クレーム=法律上の賠償責任有り</p> <ol style="list-style-type: none"> 技術的医療過誤 医師・補助者の技術的ミス 業務的医療過誤 インフォームド・コンセントの不備 重要事項説明不足・違反 <p>美容医療に関する 医師賠償責任保険で 対応</p> <p>施術時事故によるクレーム</p> <p>後遺症によるクレーム</p>
---	---

実際には、「苦情クレーム」と「事故クレーム」は混在するケースが多く、判定が困難です。クレームが発生し、**判断に困った時には、苦情相談サービスをご利用ください。**

事故クレームが発生した場合

示談金、損害賠償金、訴訟の際の弁護士費用等、決して少額ではありません。

日本美容医療リスクマネジメント協会の

「美容医療に関する医師賠償責任保険」なら、**事故クレーム時の様々な費用を保険金として受け取ることができます。**



※保険金のお支払い可否や、お支払いする保険金等の詳細は、代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

万一の医療事故等に備えて

美容医療に関する医師賠償責任保険

(賠償責任保険普通保険約款+医師特別約款+美容医療に関する特約条項)

■ 保険の概要

被保険者(ご加入の会員:補償を受けることができる方)またはその使用人その他被保険者の業務の補助者が日本国内で美容を唯一の目的とする医療行為を遂行するにあたり、職業上相当な注意を用いなかったことに起因して患者の身体に障害(死亡を含みます。)が発生したることについて、被保険者が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害に対して保険金をお支払いします。ただし、患者の身体の障害が保険期間中に発見された場合に限りです。

■ ポイント



美容医療施術に起因する患者の身体の障害による損害を補償

国内の医師賠償責任保険では補償されない、美容医療施術に起因して生じた患者の身体の障害について被保険者が負担する法律上の損害賠償金等を補償します。

保険金をお支払いする場合、お支払いする保険金の種類およびお支払い方法、保険金をお支払いできない主な場合については、P6をご参照ください。

■ 加入資格

**日本美容医療
リスクマネジメント協会会員の
病院・クリニック・医師**

■ 被保険者の範囲

引受対象	被保険者		商品名
	個人立	法人立	
診療所	施設の開設者である個人	施設の開設者である法人または自治体	診療所賠償責任保険
病院			病院賠償責任保険
勤務医師	勤務医師である個人		勤務医師賠償責任保険

■ ご加入条件および保険料

加入パターン	支払限度額(対人賠償)		免責金額(自己負担額)	月払保険料
	1事故	保険期間中	1事故	
①	100万円	300万円	10万円	開設者: 2,500円+(1,000円×美容医療に従事する医師数) 勤務医: 1,000円
②	200万円	600万円	10万円	開設者: 3,600円+(1,500円×美容医療に従事する医師数) 勤務医: 1,500円
③	500万円	1,500万円	10万円	開設者: 6,000円+(2,300円×美容医療に従事する医師数) 勤務医: 2,300円

- 年払いをご希望の場合は、日本美容医療リスクマネジメント協会までご連絡ください。
- 医療法人など法人契約の場合で法人の代表者が美容医療に従事される場合は開設者としての加入に加え、代表者個人の賠償責任を補償するためには、個人(勤務医)としてご加入される必要がございます。

- 被保険者の使用人その他被保険者の業務の補助者(看護師など)が行う美容医療施術に起因する患者の身体の障害によって被保険者が負担する賠償責任についても補償対象となります。

■ ご加入パターン

パターン	引受対象区分	医師数	美容医療に関する医師賠償責任保険		パターン	引受対象区分	医師数	美容医療に関する医師賠償責任保険	
			開設者としての使用者責任	施術する医師としての責任				開設者としての使用者責任	施術する医師としての責任
			開設者として加入	勤務医として加入				開設者として加入	勤務医として加入
①	勤務医個人	1	×	○(基本契約) 加入者:勤務医 保険料負担:勤務医	④	病院・診療所(個人立)	複数名(院長+勤務医)	○(基本契約) 加入者:病院・クリニック 保険料負担:開設者	△(任意契約) 加入者:勤務医 保険料負担:勤務医
②	病院・診療所(個人立)	1(院長)	○(基本契約) 加入者:病院・クリニック 保険料負担:開設者	×	⑤	病院・診療所(法人立)	複数名(院長+勤務医)	○(基本契約) 加入者:病院・クリニック 保険料負担:開設者	△(任意契約) 加入者:院長、勤務医 保険料負担:院長、勤務医
③	病院・診療所(法人立)	1(院長)	○(基本契約) 加入者:病院・クリニック 保険料負担:開設者	△(任意契約) 加入者:院長 保険料負担:勤務医					

■ ご加入例

非常勤医師のAさんが、個人でパターン①に加入する場合	法人クリニックの経営者であるC院長(美容医療従事)が院長と勤務医2名を対象として、パターン③に加入する場合
勤務医 : 1,000円(月間)	開設者 : 6,000円+(2,300円×3人) = 12,900円(月間)
個人クリニックの経営者であるB院長が本人を対象として、パターン②に加入する場合	(注意)勤務医及び法人クリニックの院長個人の賠償責任は補償されません。勤務医及び院長がそれぞれ個人として加入する必要がございます。
開設者 : 3,600円+(1,500円×1人) = 5,100円(月間)	

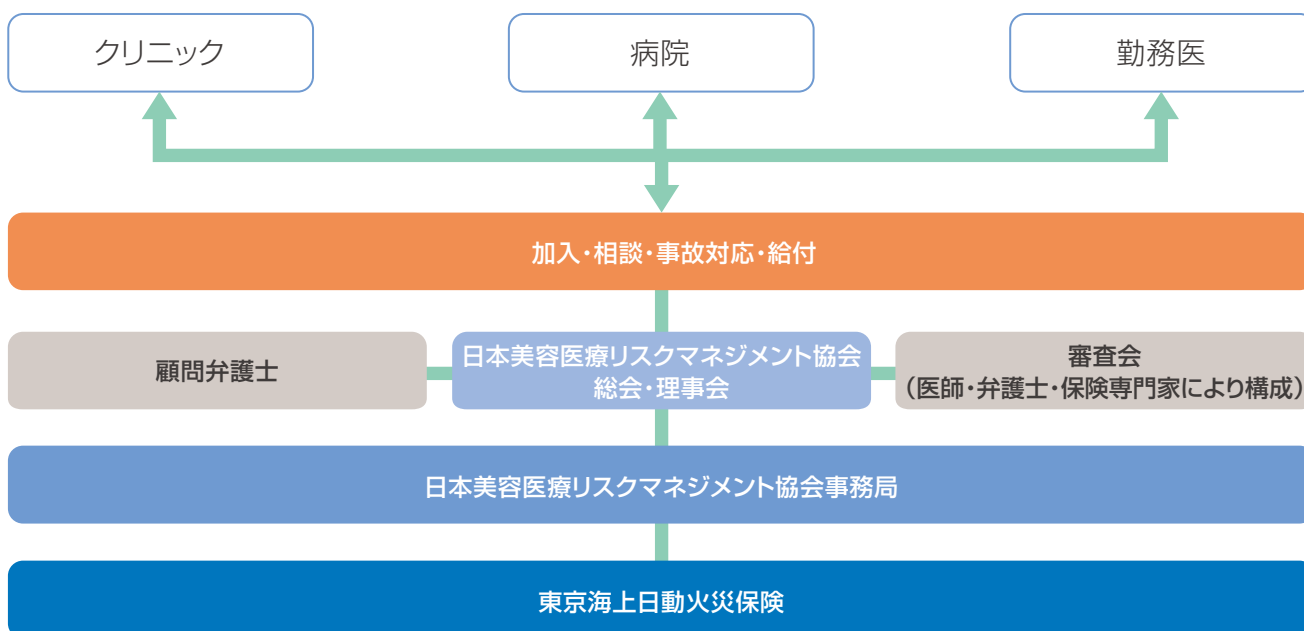
■ 加入手続

	新規加入	中途加入
加入方法	加入依頼書、口座振替依頼書、対象医師一覧(開設者をご加入の場合)にご記入・ご捺印のうえ、日本美容医療リスクマネジメント協会までご提出ください。 ※預金口座振替依頼書には、口座届出印を鮮明にご捺印ください。 ※「日本美容医療リスクマネジメント協会」会員の皆様は、会員番号欄に会員番号を必ずご記入ください。 <ご加入内容をご確認ください> ご加入いただく前に保険商品がご希望に合致した内容となっていることを再度ご確認ください。	
加入締切日	2019年11月20日(必着・振込)	毎月20日(必着)
	※「加入依頼書」「口座振替依頼書」「対象医師一覧(開設者をご加入の場合)」を返し、初回掛金をお振込み願います。	
保険期間(補償期間)	2019年12月1日午後4時～ 2020年12月1日午後4時(1年間)	加入締切日の翌月1日午後4時～ 2020年12月1日午後4時
口座振替	新規加入の場合、2回目以降は、 毎月27日引き落とし (2回目は12月27日引き落とし) (27日が金融機関休業日の場合は翌営業日)	中途加入の場合、2回目以降は、 毎月27日引き落とし (27日が金融機関休業日の場合は翌営業日)
制度掛金の内訳	「月払保険料」 + 「年会費」 + 「出資金」 (10,000円) ●年払いをご希望の場合は、日本美容医療リスクマネジメント協会までご連絡ください。 ●年会費は病院・クリニック月払い2,500円×美容医療に従事する医師数、勤務医月払い500円となります。 ●「出資金」は新規入会時のみ必要です。退会時に返戻します。	

■ ご注意

- ご加入後、加入内容変更(住所変更・法人化・開設者変更等)を行う場合は、「異動届」をご提出願います。手続き方法がご不明な場合は、リスクマネジメント協会事務局までご相談ください。
- 脱退(開業・廃業した場合など)を行う場合には、「退会届」をご提出願います。
- 加入期間中に美容医療に従事する医師の変更(追加・削除・交代)が発生した場合には「異動届」をご提出願います。ただし、人数が増減しても開設者責任に関する保険料の追徴・返戻は不要とし、報告された人数を補償します。

■ 日本美容医療リスクマネジメント協会のサポート体制について



1 「補償内容」について

Q 支払われる保険金の種類について教えてください。

A 「法律上の損害賠償金」「争訟費用」「損害防止軽減費用」「緊急措置費用」「協力費用」の5種類です。詳しくはP6「お支払いする保険金」をご覧ください。

Q 「被保険者の業務の補助者」(看護師など)が起こした美容医療事故は補償されますか？

A 「被保険者の業務の補助者」または被保険者の使用人が起こした美容医療事故により、被保険者が負担する賠償責任は補償の対象となります。

Q 被保険者が業務を行う施設の所有・使用・管理の不備に対する賠償責任は補償されますか？

A 支払いの対象になりません。

Q 米国FDA(食品医薬品局)または厚生労働省の許可を受けていない薬剤・器械・手技・手法による医療行為によって発生した賠償責任は補償されますか？

A 支払の対象になりません。ただし、日本美容医療リスクマネジメント協会の調査会において安全性が確認され承認を受けたものについては、この限りではありません。

Q 複数のクリニックで施術する非常勤医師ですが、すべての勤務先での美容医療事故を補償してもらうためには、どうすればよいですか？

A 医師ご自身が加入者(被保険者)となり、本制度のご加入パターン①にご加入ください。その際、主たる勤務施設名のみご記載ください。

Q 「法人クリニック」の開設者ですが、医師個人の責任もカバーされますか？

A 「法人としての責任」と「医師個人の責任」の両方をカバーするには「法人」を加入者とする基本契約の他に、「院長」個人としての「勤務医」契約に加入する必要があります。ただし「個人クリニック」の場合は、「勤務医」契約は不要です。ご加入パターンをP3に纏めましたので、ご参照ください。

Q 保険料算出式の「美容医療に従事する医師数」に含む医師の範囲は、どの範囲まで対象とすることができますか？

A 施設長、常勤医、非常勤医、アルバイト医のすべてが対象です。補償の対象とする範囲は、加入者(被保険者)である開設者(病院・クリニック)が決定してください。

2 「加入手続き」などについて

Q 「年払い」でも口座振替契約はできますか？

A 可能です。初年度は、年払保険料をお振込みいただきます。翌年の更新時から口座振替となります。

Q 補償が「失効」する場合はありますか？

A 保険料支払いが2か月間延滞した場合、団体内ルールに則り解約手続きをとらせていただきます。また、保険金支払額が保険期間中支払限度額に達した時も解約手続きをとらせていただきます。

Q 毎年、更新の手続きは必要ですか？

A ご加入コースの変更等がなければ、お手続きは不要です。前年同条件にて自動更新させていただきます。

医師賠償責任保険 ご加入に関する内容

もし事故が起きたときは

ご契約者または被保険者が、保険事故または保険事故の原因となる偶然な事故を発見したときは、遅滞なく、事故発生の日時・場所、事故発見の日時、被害者の住所・氏名・事故状況、受けた損害賠償請求の内容その他の必要事項について、書面で代理店または引受保険会社にご連絡ください。ご連絡が遅れた場合は、保険金を減額してお支払いすることがありますのでご注意ください。保険金請求権には、時効(3年)がありますのでご注意ください。

ご加入者と被保険者が異なる場合

ご加入者と被保険者が異なる場合は、ご加入者からのご案内の内容をご契約者にご説明いただきますようお願い申し上げます。

示談交渉サービスは行いません

この保険には、保険会社が被害者の方と示談交渉を行う「示談交渉サービス」はありません。事故が発生した場合は、被保険者ご自身が保険会社の担当部署からの助言に基づき被害者との示談交渉を進めていただくことになりますので、ご承知置きください。また、保険会社の承認を得ずに被保険者側で示談締結をされたときは、示談金額の全部または一部を保険金としてお支払いできないことがありますので、ご注意ください。

保険金請求の際の注意

責任保険において、被保険者に対して損害賠償請求権を有する保険事故の被害者は、被保険者が引受保険会社に対して有する保険金請求権(費用保険金に関するものを除きます。)について、先取特権を有します(保険法第22条第1項)。「先取特権」とは、被害者が保険金給付から他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利をいいます。被保険者は、被害者に弁済をした金額または被害者の承諾を得た金額の限度においてのみ、引受保険会社に対して保険金をご請求いただくことができます(保険法第22条第2項)。このため、引受保険会社が保険金をお支払いできるのは、費用保険金を除き次の①から③までの場合に限られますので、ご了解ください。

- ①被保険者が被害者に対して既に損害賠償としての弁済を行っている場合
- ②被害者が被保険者への保険金支払を承諾していることを確認できる場合
- ③被保険者の指図に基づき、引受保険会社から被害者に対して直接、保険金を支払う場合

告知義務

加入依頼書等に★または☆が付された事項は、ご加入に関する重要な事項(告知事項)です。ご加入時に告知事項について正確にお答えいただく義務があります。お答えいただいた内容が事実と異なる場合や告知事項について事実を記載しない場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。※代理店には、告知受領権があります。

補償の重複に関するご注意

補償内容が同様の保険契約(特約条項や引受保険会社以外の保険契約を含みます。)が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故について、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や支払限度額をご確認のうえ、ご契約の要否をご検討ください。

通知義務

ご加入後に加入依頼書等に☆が付された事項(通知事項)に内容の変更が生じた場合は、遅滞なくご加入の代理店または引受保険会社にご連絡ください。ご連絡がない場合は、ご契約を解除することがありますので、ご注意ください。ご契約を解除する場合、保険金をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。

ご加入の取消し・無効・重大事由による解除について

- (1)ご加入時にご契約者または被保険者に詐欺または強迫の行為があった場合は、引受保険会社はご加入を取り消すことができます。
- (2)ご加入時にご契約者が保険金を不法に取得する目的または他人に保険金を不法に取得させる目的を持っていた場合は、ご加入は無効になります。
- (3)以下に該当する場合は、引受保険会社はご契約を解除することができます。この場合は、全部または一部の保険金をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。
 - ・ご契約者または被保険者が引受保険会社にご加入した保険契約に基づく保険金を支払わせること目的として損害を生じさせた場合
 - ・ご契約者または被保険者が、暴力団関係者その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合
 - ・この保険契約に基づく保険金の請求に関し、被保険者に詐欺の行為があった場合 等

他の保険契約等がある場合

この保険契約と重複する保険契約や共済契約がある場合は、次のとおり保険金をお支払いします。他の保険契約等で保険金や共済金が支払われていない場合、他の保険契約等とは関係なく、この保険契約のご加入内容に基づいて保険金をお支払いします。他の保険契約等で保険金や共済金が支払われている場合、損害額から既に他の保険契約等で支払われた保険金や共済金を差し引いた残額に対し、この保険契約のご加入内容に基づいて保険金をお支払いします。

加入者票

加入者票が届くまでの間、パンフレット等にご加入内容を記録し保管してください。ご加入後、1か月経過後も加入者票が届かない場合は、引受保険会社にご照会ください。加入者票が届きましたら、加入内容が正しいかご確認くださいませようお願いします。

医師賠償責任保険

	保険金をお支払いする主な場合	お支払いする保険金	保険金をお支払いしない主な場合
医師賠償責任保険(医師特別約款)	被保険者またはその使用人その他被保険者の業務の補助者が日本国内で美容を唯一の目的とする医療行為を遂行するにあたり職業上相当な注意を用いなかったことに起因して、患者の身体・生命に障害が発生し、保険期間中にその障害を発見した場合において被保険者が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害に対して保険金をお支払いします。ただし、日本美容医療リスクマネジメント協会の審査会によって、法律上の賠償責任を負担すべきと認められた場合に限りです。	この保険では、被保険者が負担する次の損害に対して約款の規定に従い保険金をお支払いします。 ①法律上の損害賠償金 法律上の賠償責任が発生した場合において、被保険者が被害者に対して支払責任を負う損害賠償金 ※賠償責任の承認または賠償金額の決定前に引受保険会社の同意が必要となります。 ②争訟費用 損害賠償責任に関する訴訟や示談交渉において、被保険者が引受保険会社の同意を得て支出した弁護士費用、訴訟費用等(訴訟に限らず、調停・示談なども含みます) ③損害防止軽減費用 事故(*)が発生した場合において、被保険者が他人から損害賠償を受ける権利の保全・行使手続、または既に発生した事故に係る損害の発生・拡大の防止のために引受保険会社の同意を得て支出した費用 ④緊急措置費用 事故(*)が発生し、被保険者が損害の防止軽減のために必要な手段を講じた後に賠償責任がないことが判明した場合において、応急手当、護送等緊急措置に要した費用、または引受保険会社の同意を得て支出したその他の費用 ⑤協力費用 引受保険会社が被保険者に代わって損害賠償請求の解決に当たる場合において、被保険者が引受保険会社の求めに応じて協力するために支出した費用 (*)美容を唯一の目的とする医療行為の遂行に起因する患者の身体・生命の障害をいいます。 保険金のお支払い方法は次のとおりです。 上記①の法律上の損害賠償金については、その額から免責金額を差し引いた額に対してご加入された支払限度額を限度に保険金をお支払いします。 上記②～⑤の費用については、原則としてその全額が保険金のお支払いの対象となります(支払限度額は適用されません)。ただし、上記②の争訟費用については、「①法律上の損害賠償金>支払限度額」となる場合に限り、「支払限度額÷①法律上の損害賠償金」の割合によって削減して保険金をお支払いします。	次の事由によって生じた損害は、保険金お支払いの対象となりません。 ①保険契約者、被保険者の故意 ②戦争、変乱、暴動、騒ぎ、労働争議 ③地震、噴火、洪水、津波または高潮 ④被保険者と他人との間の特別の約定によって加重された賠償責任 ⑤被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊について、その財物に対して正当な権利を有する者に対して負担する賠償責任 ⑥被保険者と同居する親族に対する賠償責任 ⑦被保険者の使用人が、被保険者の業務に従事中に被った身体の障害に起因する賠償責任 ⑧排水または排気(煙を含みます)に起因する賠償責任 ⑨医療施設(設備を含みます)、航空機、車両(原動力がもたらばら人力である場合を含みます)、船舶または動物の所有、使用または管理に起因する賠償責任 ⑩名誉毀損または秘密漏洩に起因する賠償責任 ⑪医療の結果を保証することにより加重された賠償責任 ⑫所定の免許を持たない者が行った医療行為に起因する賠償責任。ただし、所定の許可を有する臨床修練外国医師または臨床修練外国歯科医師が遂行した医療行為に起因する賠償責任を除きます。 ⑬日本国外で行われた医療業務 等

医師賠償責任保険 ご加入に関する内容

代理店の業務

代理店は、引受保険会社との委託契約に基づき、保険契約の締結、契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがって、引受保険会社代理店と有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接締結されたものとなります。

保険会社破綻時の取扱い

引受保険会社の経営が破綻した場合等には、保険金、返れい金等の支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。

なお、引受保険会社の経営が破綻し、ご契約者が個人、「小規模法人」(破綻時に常時使用する従業員等の数が20人以下の日本法人、外国法人(*))またはマンション管理組合である場合には、この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、保険金、返れい金等は原則として80%(破綻保険会社の支払停止から3か月間が経過するまでに発生した保険事故に係る保険金については100%)まで補償されます。

(※) 保険契約者が個人等以外の者である保険契約であっても、その被保険者である個人等がその保険料を実質的に負担すべきこととされているもののうち、その被保険者に係る部分については、上記補償の対象となります。

(*) 外国法人については、日本における営業所等が締結した契約に限ります。

一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター(指定紛争解決機関)

東京海上日動火災保険株式会社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人 日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。

東京海上日動火災保険株式会社との間で問題を解決できない場合には、同協会に解決の申し立てを行うことができます。

詳しくは、同協会のホームページをご覧ください。(http://www.sonpo.or.jp/)



0570-022808 (通話料有料)

IP電話からは03-4332-5241をご利用ください。

受付時間: 平日午前9時15分~午後5時

(土・日・祝日・年末年始はお休みとさせていただきます。)

この保険は、日本美容医療リスクマネジメント協会をご契約者とし、日本美容医療リスクマネジメント協会会員を被保険者とする医師賠償責任保険です。保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は日本美容医療リスクマネジメント協会が有します。

このパンフレットは、医師賠償責任保険の概要についてご紹介したものです。詳細は団体契約者にお渡ししています「保険約款および付帯する特約」によりますが、保険約款等の内容の確認を希望される方は団体までご請求ください。なお、ご不明な点等がある場合には、協会事務局・事故センター(担当代理店)または引受保険会社までお問い合わせください。

お問い合わせ先

- 協会事務局・事故センター(担当代理店)

一般社団法人
日本美容医療リスクマネジメント協会

〒102-0083

東京都千代田区麹町1-6-6 プルミエ麹町ビル7F

TEL: **03-6380-4771**

FAX: **03-6893-6500**

0120-961-069

URL: <http://biyoukyosai.jp>

- 引受保険会社

東京海上日動火災保険株式会社

[担当課]

医療・福祉法人部 法人第一課

TEL: **03-3515-4143** (9:00~17:00)